

## 『しがぎん』楽しくコンバーター」ソフトウェア使用約款

### 第1条（使用許諾）

株式会社滋賀銀行（以下、「当行」といいます。）が提供する『しがぎん』Bizダイレクト、『しがぎん』Value EBサービス、『しがぎん』ファームバンキングサービスおよびFD交換の利用契約者（以下、「お客さま」といいます。）は、全銀協統一フォーマット形式のファイル作成用ソフトウェア「『しがぎん』楽しくコンバーター」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を、本使用約款の各条に従うことを条件に無償で使用することができるものとします。

### 第2条（利用する目的の範囲）

当行は、お客さまが『しがぎん』Bizダイレクト、『しがぎん』Value EBサービス、『しがぎん』ファームバンキングサービスおよびFD交換を利用する目的の範囲内で、本ソフトウェアの使用を許諾するものとします。

### 第3条（使用の制限）

1. お客さまは、本ソフトウェアおよび付属するドキュメントについて、第三者への移転、譲渡、再使用許諾等を行ってはならないものとします。
2. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等について、いかなる変更または修正を行ってはならないものとします。
3. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等の全部または一部について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。
4. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等の全部または一部に表示された著作権表示を削除してはならないものとします。

### 第4条（ソフトウェアの権利関係）

1. 本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアに関連するすべてのプログラムおよび情報等に関する一切の権利は地銀ネットワークサービス株式会社に帰属します。
2. お客さまは、本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェア、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラムおよび情報等に関するいかなる権利も有しません。

### 第5条（機密保持）

お客さまは、本使用約款に基づく本ソフトウェアの使用継続中または使用終了後にかかわらず、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラムおよび情報等について、機密保持を行うものとし、第三者に開示してはならないものとします。但し、以下の各号に規定する情報は、機密保持の対象外とします。

- (1) 当該情報を取得した時点で既に公知となっていた情報
- (2) 本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報
- (3) 当該情報を取得した時点で既にお客さまが保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 当行から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得した情報

### 第6条（従業員等に対する措置）

1. お客さまは、お客さまの従業員、派遣社員、嘱託社員等お客さまの指揮・命令を受けて、お客さまの業務に従事する者（以下、総称して「お客さまの従業員等」といいます。）に対して、本使用約款の目

的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができるものとします。なお、お客さまは、お客さまの従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたっては、本使用約款においてお客さまが負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。

2. 前条の規定に関わらず、お客さまは、本ソフトウェアの使用のために必要な情報をお客さまの従業員等に開示することができます。但し、この場合、お客さまは、お客さまの従業員等が、知り得た前条所定の情報を第三者に開示若しくは本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用または使用しないよう適切な措置をとるものとします。

#### 第7条（使用許諾終了時の義務）

お客さまは、本使用約款による本ソフトウェアの使用が終了した場合、本ソフトウェア本体、関連するすべてのプログラムおよび情報等を、お客さまの責任と負担において廃棄するものとします。

#### 第8条（損害賠償）

本ソフトウェアを使用してお客さまが期待する結果が得られなかった場合や、本ソフトウェアを使用した結果、お客さまが直接的あるいは間接的に損害を被った場合については、本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず、当行は賠償の責めを負いません。

#### 第9条（免責）

天災・火災・騒乱等当行の責に帰すことのできない事由等やむを得ない事由により本ソフトウェアに関するサービスの取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

#### 第10条（使用許諾の終了）

1. お客さまは、本ソフトウェア本体、関連するすべてのプログラムおよび情報等を廃棄することによって、本ソフトウェアの使用をいつでも終了することができます。

2. 当行は、お客さまが本使用約款に違反したとき、または当行が本ソフトの無償提供を中止する等の場合、本ソフトウェアの使用許諾を直ちに終了できるものとします。この場合、お客さまは、本ソフトウェア本体、関連するすべてのプログラムおよび情報等を廃棄しなければなりません。

#### 第11条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 第12条（準拠法・管轄）

本使用約款の準拠法は日本法とします。本使用約款に関する訴訟については、当行本店所在地の管轄裁判所とします。

以上

(2020年4月1日現在)